

長崎型住宅制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、良質な住宅ストックの形成と継承、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向け、長崎県（以下「県」という。）が推奨する『長崎型住宅』の普及に関し必要な事項を定め、過大な住宅費負担や人口減少、少子高齢社会の進展など住まいに関連する課題や、社会情勢の変化に対応する住まいづくりを総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長崎型住宅 [別表1] に掲げる区分に応じ、条件①から③のすべてを満たす住宅をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供するもので、居室、台所、便所及び浴室を有する建築物をいう。
- (3) 登録事業者 長崎型住宅事業者登録制度要領第2条(1)で定める事業者をいう。
- (4) 住宅所有者 長崎県内に長崎型住宅を所有する者又は所有することとなる者をいう。

(基本的事項)

第3条 県は、次の各号に掲げる事項の実施により第1条の目的を達成するものとする。

- (1) 長崎型住宅の認知度向上・普及にかかる広報活動
- (2) 登録事業者の登録情報の公表及び周知
- (3) 上記のほか、第1条に定める目的を達成するために必要な取組

(登録事業者の取り組み等)

第4条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 県が実施する長崎型住宅の認知度向上・普及啓発の取組みへの協力
- (2) 長崎型住宅の推奨、性能等担保のための事項
 - ア 住宅の設計・施工等を請け負う際における長崎型住宅の推奨
 - イ 長崎型住宅の設計・施工等を行う際の、別表1に掲げる各項目に係る性能等の担保
- (3) 長崎型住宅の引き渡し時、住宅取得者に対し住宅の建築に関する記録を提供するとともに、住宅の建築及び維持保全に関する履歴（以下「住宅履歴情報等」という。）を、住宅所有者の責において永年(当該住宅が存する間)保管する義務があることの説明及び支援
- (4) 住宅所有者が行う定期的な点検及び維持管理への積極的な支援

(住宅所有者等の取り組み等)

第5条 住宅所有者は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に取り組むこととする。

- (1) 長崎型住宅について、登録事業者の支援のもと適切に維持管理するとともに、住宅履歴情報等を適切に保管すること
- (2) 長崎型住宅の点検及び維持管理の支援を行う登録事業者より要請がある場合、相応の負担を行うこと

(3) 所有する長崎型住宅を第3者へ譲渡する場合には、長崎型住宅認定書に併せて住宅履歴情報等も譲渡すること

(報告の徴収)

第6条 県は登録事業者に対し、活動状況や建設実績等の報告を求めることができる。この報告の徴収の実施に必要な事項は、別に定める。

(事務の所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、長崎県土木部住宅課において所掌する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年12月16日から施行する。

[別表1]

		条件		
		① 仕様等	② 維持保全	③ 供給者
区分	Ⅱ型 (付加価値型)	長期優良住宅 ^{※1} かつ 断熱等性能等級 ^{※2} が 等級6	住宅所有者の責における、長崎型住宅の建築及び維持保全に関する記録(住宅履歴情報等)の 永年保管	登録事業者
	Ⅰ型 (アフォーダブル型)	長期優良住宅 ^{※1} かつ 断熱等性能等級 ^{※2} が 等級5		

※1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。

※2 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する等級をいう。